

蒼柴垣神事等調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法第91条で準用する第77条により記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された「蒼柴垣神事」及び「諸手船神事」等の関連神事（以下「蒼柴垣神事等」という。）の調査、研究及び報告書の作成等の記録化に資するため、蒼柴垣神事等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、蒼柴垣神事等の調査、研究及び報告書の作成等の記録化にあたって必要となる研究テーマ、資料収集方針・方法、分析の視点等について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第7条 委員会の事務局は文化スポーツ部文化財課に置き、庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行する。

蒼柴垣神事等調査委員会 委員名簿

蒼柴垣神事等調査委員会設置要綱第3条の規定による委嘱

氏 名	性別	職 名 等
岩 城 こ よ み	女	鉄の歴史村地域振興事業団 博物館事業係 研究員
喜 多 村 理 子	女	松江市文化財保護審議会委員
品 川 知 彦	男	山陰民俗学会 監事
関 沢 ま ゆ み	女	国立歴史民俗博物館 教授
中 野 洋 平	男	島根県立大学 人間文化学部 地域文化学科 民俗学研究室 准教授

5 名（順不同）

任期：令和6年9月24日～令和9年3月31日